



曾於市森林環境譲与税 事業実施計画（第2期）



（令和5～9年度）
鹿児島県 曾於市



目次

1	はじめに	
1-1	曾於市森林環境譲与税事業実施計画とは	1
1-2	“森林環境譲与税”とは	4
2	曾於市の森林・林業の現状と課題	
2-1	曾於市の位置・地勢	9
2-2	曾於市の森林資源の現状	10
2-3	曾於市における森林経営管理の現状	12
2-4	曾於市における生産基盤の整備状況	15
2-5	森林に期待されている公益的機能の現状	16
2-6	曾於市における森林、林業の課題	18
3	森林環境譲与税の活用方針	
3-1	森林環境譲与税の活用方針	19
3-2	森林環境譲与税の活用計画（全体計画（案））	23
3-3	森林環境譲与税の年度別の事業予算（案）	25
4	森林環境譲与税の活用計画	
4-1	森林管理	27
4-2	生産基盤整備	29
4-3	森林整備	30
4-4	担い手育成・木育事業	33
4-5	木材利用促進	35

巻末資料

- 1 森林環境譲与税の使途事例（他自治体）
- 2 森林環境譲与税の取組状況についての報告
- 3 曾於市 意向調査アンケート事例

1 はじめに

1-1 曾於市森林環境譲与税事業実施計画とは

（趣旨）

曾於市森林環境譲与税事業実施計画（以下、「本計画」という）は、曾於市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう森林経営管理法に基づく措置及びその他必要な措置を講ずるための方針と、**市に譲与される「森林環境譲与税」の長期的な活用計画を示すものです。**

（策定の背景・策定の目的）

曾於市の総**土地**面積の59%を占める森林は、木材生産機能のみならず、豊かな水を育む水源涵養（かんよう）機能や土砂災害防止、生物多様性保全、文化・レクリエーション形成など、**市民生活**に密接に関係するかけがえのない資産となっています。

こうしたことから、相互に関連する森林・林業・木材産業のあるべき姿の実現には、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、森林の有する多面的機能の恩恵を受ける市民の理解を深めながら、長期的視点に立って取り組む必要があります。

曾於市の森林資源の活用に関して最も大きな課題は、その大半が**利用期を迎えている中**、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進める必要があるという点です。

しかしながら、多くの森林は小規模零細な**所有形態**であるため、所有者の林業経営意欲も低下しており、必ずしも、「伐って、使って、植える」がバランスよく実施されているとは言えません。

また、林業従事者不足と高齢化も顕在化しており、林業の担い手の確保も至急の課題のひとつです。

その一方で、「意欲と能力のある林業事業体」は事業拡大の意向はあるものの事業地の確保が困難になっているという現実もあります。森林所有者と林業経営者のミスマッチを解消し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るため新しい体制づくりを行うことも課題のひとつです。

こうした森林・林業に係る課題は、曾於市のみならず全国的な課題であります。

それ故、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法（詳細は2頁参照）を踏まえ、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理、そして、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元(2019)年度から全国市町村を対象とし、「森林環境譲与税」（詳細は4頁以降参照）の譲与が開始されています。

本計画は、こうした社会背景を踏まえ、曾於市が目指すべき森林の姿と林業・木材産業振興の基本的な指針及び、長期的な視点に基づく、森林環境譲与税の活用方針を示すものです。

1 はじめに

（森林経営管理法）

森林経営管理法は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、市町村を介して林業経営の意欲の低い森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築することを目的としています。

森林経営管理制度の仕組み



森林経営管理制度のパフレット（林野庁・森林利用課 森林集積推進室）

図1 森林経営管理制度の仕組み

1 はじめに

（曾於市の他の諸計画との関係）

本計画は、曾於市の最上位計画である「第二次曾於市総合振興計画」に基づく、諸計画のうち、森林・林業に係る計画と整合をとりながら、曾於市内の適切な森林施業の実施により、森林の公益的機能が十分に発揮される健全な森づくりを円滑・効率的に展開するため、曾於市が目指すべき森林の姿と林業・木材産業振興の基本的な指針及び、長期的な視点に基づく、森林環境譲与税の活用方針を示すものです。

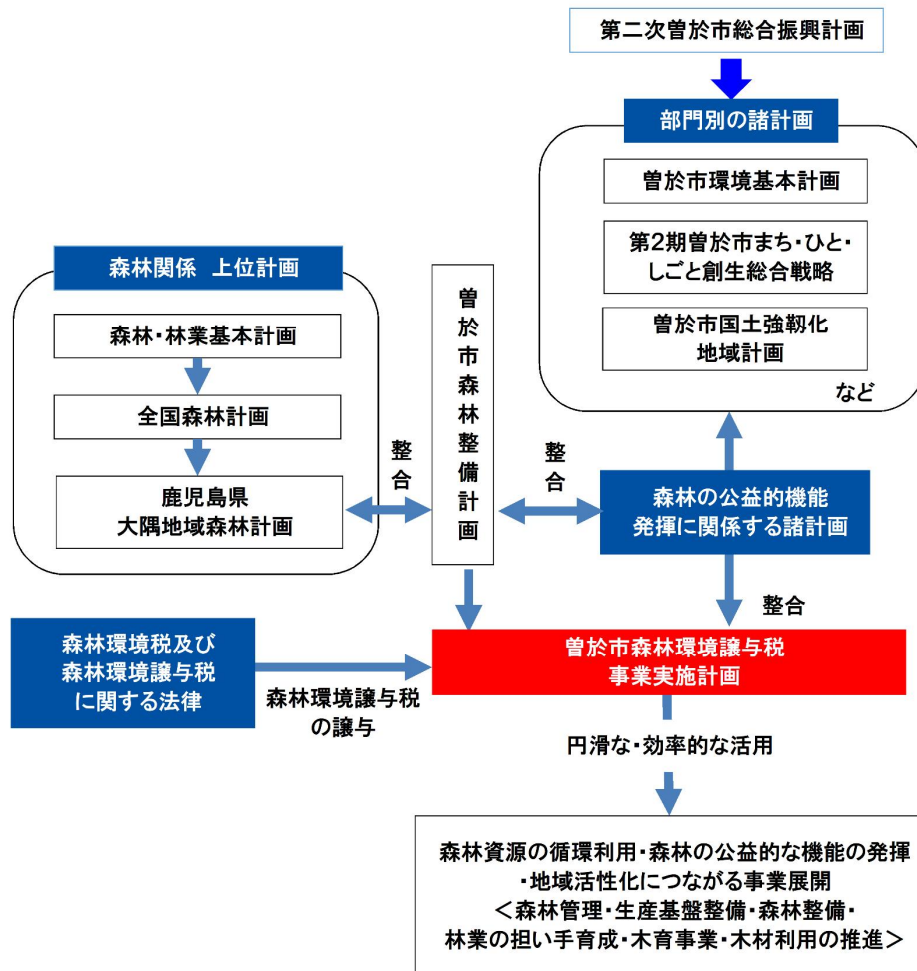


図2 本計画と他の計画との関係

（対象森林）

本計画で対象とする森林とは、森林法第5条に規定された森林（**地域森林計画対象森林**）です。

（対象期間）

対象計画期間は、森林の整備と保全に関する方針などを定めている曾於市森林整備計画（平成30年4月1日～平成40年3月31日）との整合を考慮し、また、森林環境譲与税の譲与開始年：令和元年度を踏まえて、下記の事業計画の期間を分け、各事業期間の最終年度に事業計画の見直しを行います。

なお、社会情勢の変化、森林環境譲与税の譲与額の見直しがあった場合には、下記の事業計画の期間内においても、事業計画の見直しを行います。

- | | | |
|-------------------|---|-------------------|
| 第1期：令和元年度～令和4年度 | ／ | 第2期：令和5年度～令和9年度 |
| 第3期：令和10年度～令和14年度 | ／ | 第4期：令和15年度～令和19年度 |

1 はじめに

1-2 “森林環境譲与税”とは

（森林環境譲与税の創設）

平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」（令和6(2024)年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元(2019)年度から譲与）が創設されました。

（森林環境税創設の趣旨）

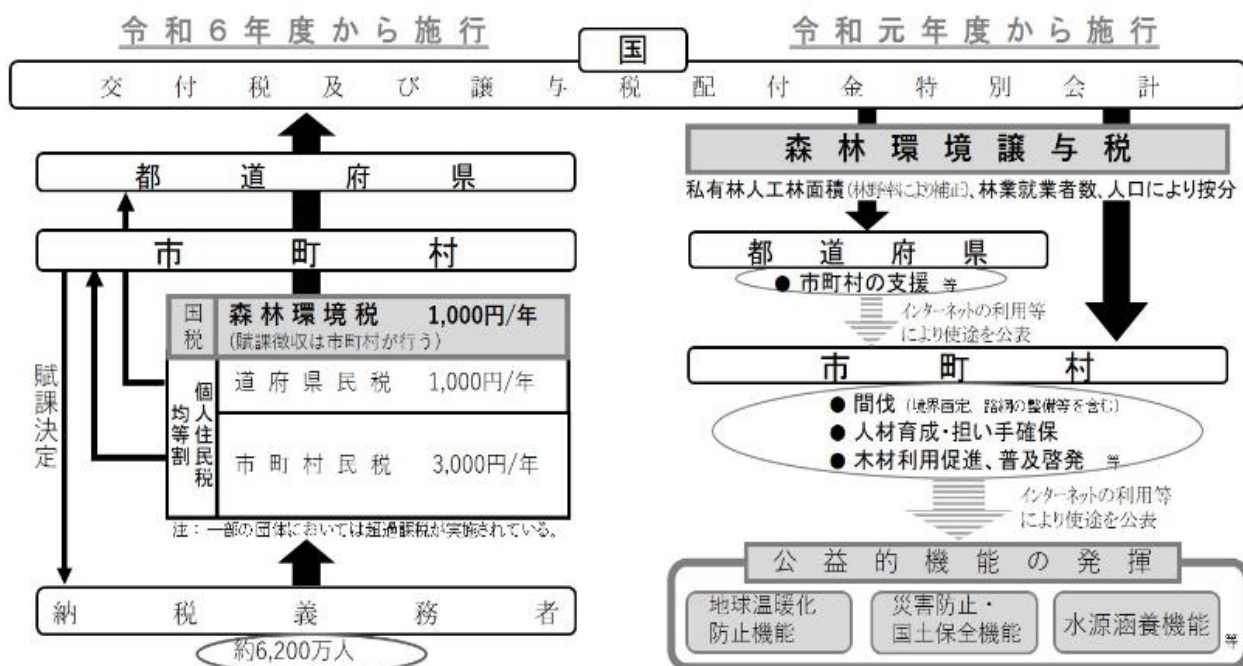
森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

（森林環境税・森林環境譲与税の仕組み）

「森林環境税」は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として、1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

また、「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始されています。



林野庁HP : https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

図3 森林環境税と森林環境譲与税の概況

1 はじめに

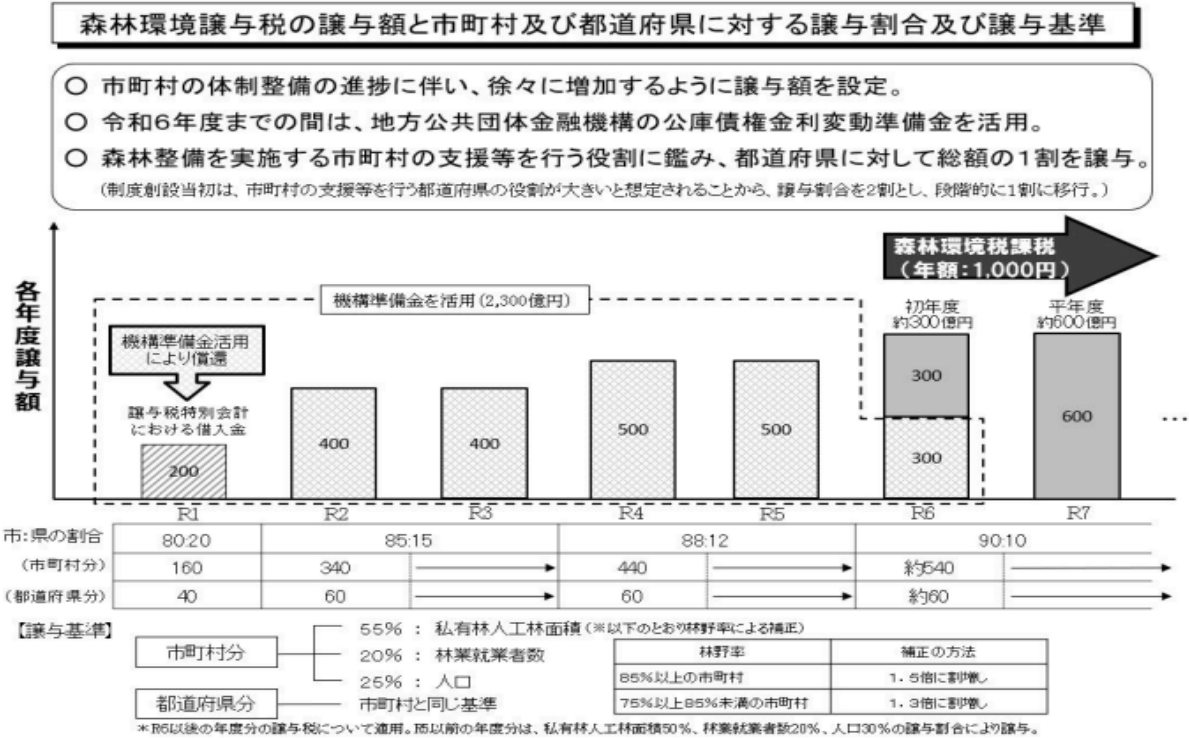
（「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部改正と曾於市への譲与額）
令和2（2020）年3月、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正されました。

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの各年度における森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税及び譲与税配付金特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで、増額することとなりました。

市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。曾於市への今後の森林環境譲与税の譲与額は概ね、下記に示す通り想定されています。

表1 曾於市への今後の森林環境譲与税の譲与額(計画)

年度	譲与額	年度	譲与額
令和元年度	24,561	令和9年度	93,031
令和2年度	52,192	令和10年度	93,031
令和3年度	50,570	令和11年度	93,031
令和4年度	68,718	令和12年度	93,031
令和5年度	68,718	令和13年度	93,031
令和6年度	93,031	令和14年度	93,031
令和7年度	93,031	令和15年度	93,031
令和8年度	93,031		



林野庁HP：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

図4 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

1 はじめに

(森林環境譲与税の使途)

森林環境譲与税は、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、「(1)森林整備」、「(2)人材育成・担い手確保」、「(3)木材利用促進」、「(4)普及啓発」などに活用されることが想定されています。

(1) 森林整備

- ①市町村が一定期間、経営管理を行う私有林の保育、間伐等の**森林の施業、及び施業に必要な路網の整備**
- ②森林所有者からの寄付等により市町村が取得した**公有林の整備**
- ③公益的機能が著しく低下した**森林の市町村代執行による整備**
- ④管理放棄され整備・保全を担う者がいない**里山林の整備、侵入竹の伐採除去活動、森林化が進行した荒廃農地の整備**
- ⑤上記の①～④の活動等に必要となる、**林地境界の明確化**
- ⑥森林所有者の意向確認（**意向調査、説明会等の開催**）
- ⑦森林経営管理制度の円滑な運用に向け、**森林GISを活用し、森林情報、及び関連情報の一元管理**の実施。また、高精度GNSS情報を活用した現地測位、及び森林情報を現地で確認可能とする**タブレット型森林GIS**の導入。
- ⑧森林整備の低コスト化を目指し、**高性能林業機械**の導入前の動作性や作業効率について実証するとともに、導入を推進するため**購入費やレンタル費等の支援**

(2) 人材育成・担い手確保

- ①林業への就業を希望する者に対する実践的・体系的な**研修の実施**
- ②林業に興味のある一般の方を対象としたチェーンソーによる伐採などの**研修の実施**
- ③林業労働災害の防止、安全向上を目的とした**研修施設やトレーニング機材の整備、安全装備（防護衣等）への支援**
- ④上記の研修など一体となって取り組む、**地域への移住支援**
- ⑤市町村の森林・林業施策担当者に対して、実施遂行上必要となる**知識・情報などの修得のために行う研修**

※林野庁「新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税（仮称）に関する執務参考資料」（平成30年3月）を参考とし、最新情報を加えて作成

1 はじめに

(3) 木材利用促進

- ①木造公共建築物や多数の人が利用する**木造民間施設の整備、内装の木質化**
- ②①を行う**民間事業者への補助**
- ③公共施設の**燃料としての地域の木材の調達・利用**
- ④小中学校等における**木製机・木製椅子の整備**、乳幼児等を対象とし**木製遊具の提供**
- ⑤地域産材をはじめとする木材利用の促進を図ることを目的とし、**林業機械及び木材加工機械の導入又は更新、木材加工場等整備**に係る購入費用・レンタル費用を支援 等

(4) 普及啓発

- ①林業体験や森林観察、森林の機能の学習、木工体験などの**木にふれる機会の提供**
- ②樹林地（都市公園、港湾緑地、道路環境施設帯などの施設緑地を除く）において行うボランティア団体等による**植樹、育樹活動**
- ③森林整備や木材利用を通じた、**都市と山村が連携した取組** 等

※林野庁「新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税（仮称）に関する執務参考資料」（平成30年3月）を参考とし、最新情報を加えて作成

譲与税活用により、山村地域のこれまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じて森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながることが期待されます。

事業については、地域の実情に応じて、法令の定める予定の範囲で幅広く弾力的に実施することが規定されています。

曾於市においても、規定に適合した方針で活用する計画です。

1 はじめに

（森林環境譲与税の使途の公表）

森林環境譲与税の使途については、適正な使途に用いられることが担保されるように、市町村等は、インターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

曾於市においても、下記に示す（令和2年度の事例）とおりに曾於市HPにおいて使途を公表しています。

産業・ビジネス

入札・契約

雇用就職

農林業

農業委員会総会議事録

農業委員会だより

伐採および伐採後の造林の届出について

森林の土地の所有者届出について

曾於市新規就農者支援対策事業について

後継者等結婚祝金について

商工業

企業・起業

企業立地ガイド

工業団地

環境・廃棄物

畜産について

社会福祉法人

南九州畜産獣医学拠点事業

森林環境譲与税使途公表

ツイート

森林環境譲与税の目的について

令和元年度から森林環境譲与税が譲与開始となり、森林整備の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に活用することにより、林業振興および山村振興を図ることを目的としています。

使途の公表について

森林環境譲与税は使途の公表が義務となっております。また、県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

なお、適正な使途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の使途については、市は、インターネット等により使途を公表しなければならないこととされています。

（関係法令）

- ・森林環境税および森林環境譲与税に関する法律

第34条3項 市町村および都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

曾於市への譲与額

・令和2年度 52,192千円

活用事業

令和2年度の主な事業

【森林整備・森林管理】

- ・手入れ不足が懸念される山林所有者に対して意向調査を実施
- ・造林未済地・意向調査森林調査のため、会計年度任用職員を配置
- ・下刈り省力化のためのアタッチメント購入費に対して補助金を交付

【担い手・人材育成】

- ・造林、下刈り等の作業員確保のため、補助金を交付（一日当たり3,000円）
- ・就業希望者に対して、林業の基礎知識、必要な資格が取得できる林業就業支援講習を委託

※詳細については、添付ファイルのとおりです。

関連資料

[令和2年度森林環境譲与税使途](#) (90KB)

曾於市HP https://www.city.soo.kagoshima.jp/sangyou_business/nourinngyou/2020-0911-1530-57.html

図5 曾於市の森林環境譲与税の使途公表の状況

2 曾於市の森林・林業の現状と課題

2-1 曾於市の位置・地勢

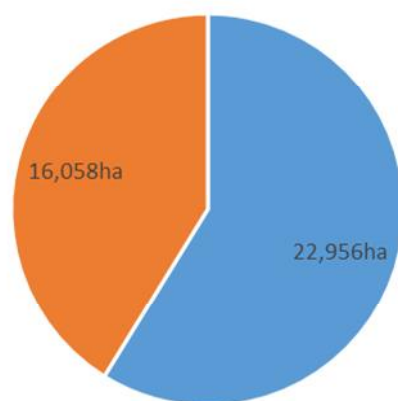
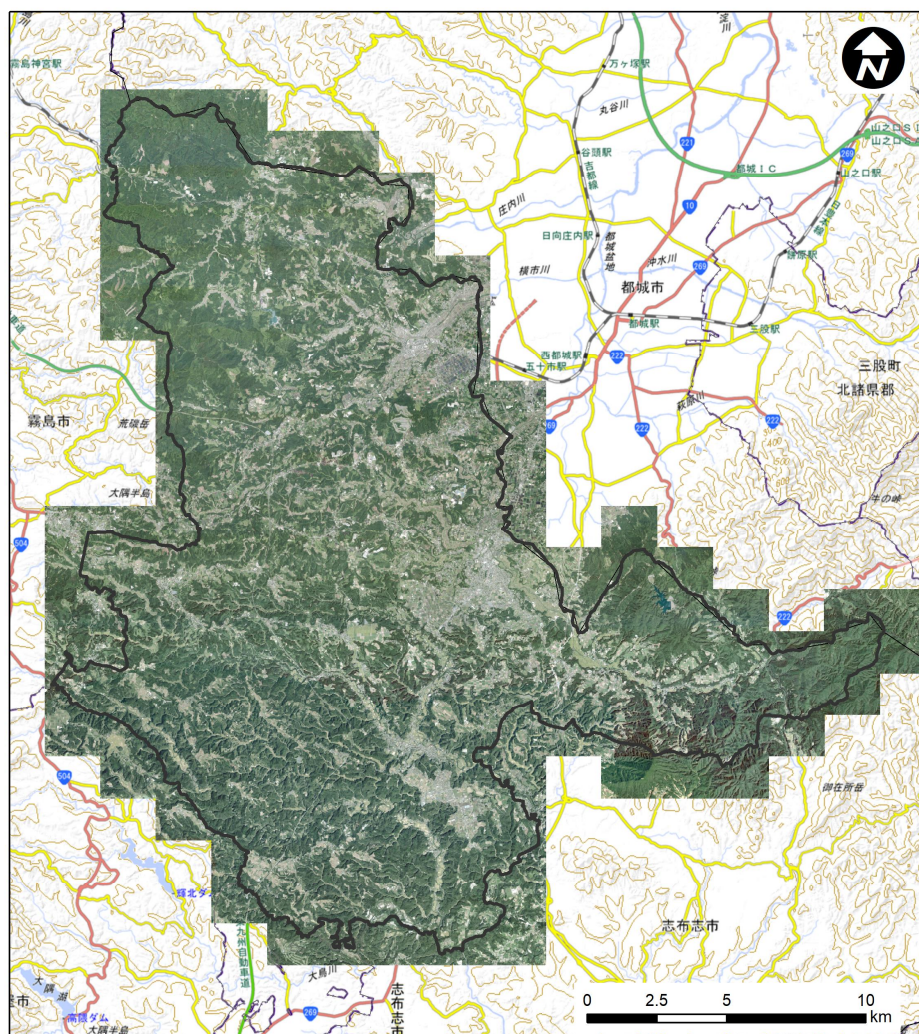
曾於市は、鹿児島県の東部を形成する大隅半島の北部に位置し、宮崎県都城市、志布志市、霧島市、鹿屋市、曾於郡大崎町に接しています。

市の面積は、390.14km²で、鹿児島県の総面積9,187km²の4.3%を占めています。

曾於市の広域交通網は、市の中央部を東西に国道10号、南北に国道269号が走り、南西部には東九州自動車道、東部には地域高規格道路が整備中で、宮崎県の中核都市である都城市まで約15分、志布志港まで約30分、鹿児島空港・宮崎空港まで約1時間の圏域にあります。また、JR日豊本線が市の北部を東西に横断し、流通や情報発信の拠点として期待されています。

曾於市の北部地域は、大淀川支流域に開け、都城盆地の一角をなし、南部は菱田川流域に広がる地域となっており、全体的には起伏の多い台地となっています。地質の大部分がシラスやボラなどの火山灰土壌からなっています。また、曾於市は自然環境にも恵まれ、花房峡、大川原峡、大鳥峡などの景勝地が点在しています。

土地利用についてみると、森林が総面積の59.0%を占めています。



■ 林野面積 ■ 林地以外面積

2020年農林業センサスより

図6 曾於市の概況

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

2-2 曾於市の森林資源の現状

(民有林の内訳)

曾於市の民有林面積（国有林を除く範囲）は、19,319haで、このうち74.1%にあたる14,314haが先人の努力により植栽、保育されてきた人工林で占められています。

大隅地区全体と比較すると、曾於市は人工林が占める割合が高い一方、天然林が占める割合が低い傾向にあります。

表2 民有林の内訳

単位 面積：ha 比率：%

区分	合計	人工林	天然林	竹林	無立木地	更新困難地
大隅地域 9 市町合計	83,930	47,547 56.7%	29,362 35.0%	2,458 2.9%	4,242 5.1%	322 0.4%
曾於市	19,354	13,236 68.4%	4,223 21.8%	486 2.5%	1,392 7.2%	17 0.1%

注）総数と内訳が一致しないのは、四捨五入・端数処理によるもの

大隅地域 9 市町村

（曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・南大隅町・肝付町）

出展：『大隅地域森林計画書』鹿児島県、令和 5 年）

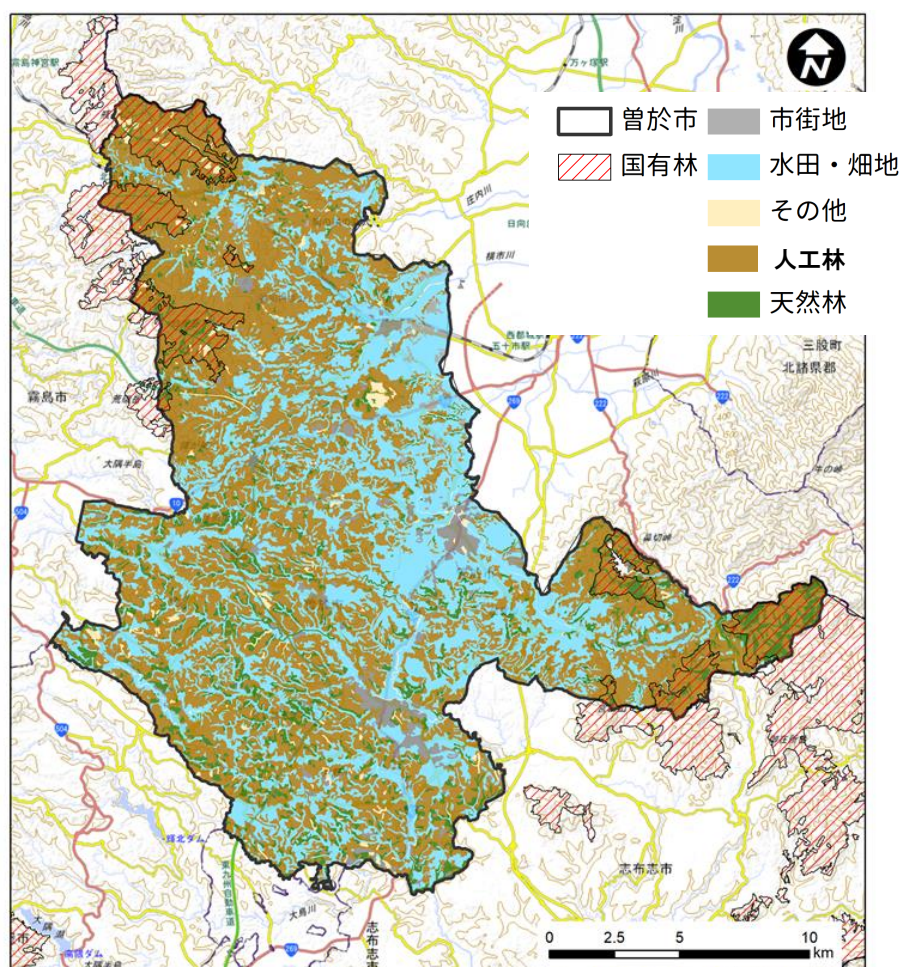


図7 森林の土地利用概況

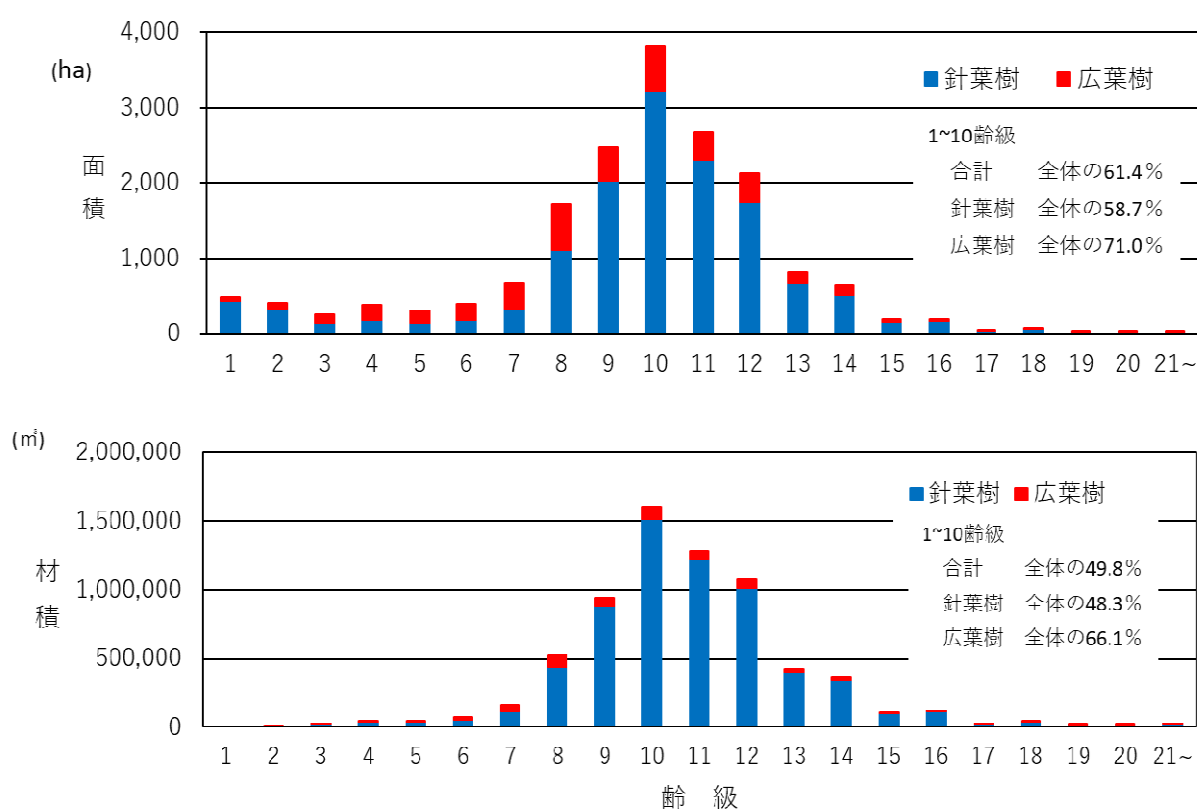
2 曾於市の森林，林業の現状と課題

（森林資源）

曾於市は地位指数でみると、高評価の林地（生産力が大きいと評価される）区域が大半を占めています。傾斜条件についても施業しやすい、緩やかな林地が大半を占めています。

それ故、曾於市は昭和53（1978）年から鹿児島県が推奨し、進められた「ミゾコ運動」のモデルになるなど、県内でも林業先進地として生産基盤整備も先行して行われ、他地域よりも早くから路網整備が進んだ地域でもあります。

林地生産性が高く、傾斜が緩く施業もしやすい、林地アクセスもしやすいといった木材生産には適した条件がそろった林地は、戦後に植林されました。それ故、現在、標準伐期である樹齢35年を上回る立木が広域に広がっており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向け計画的な伐採、再造林が進められることが望まれています。



齢級：ある一定の幅に、林齢を括ったもの。一般的に齢級の幅は、5か年。

（例：1年生から5年生までを1齢級、6年生から10年生までを2齢級として表示する）

出典：曾於市資料

図8 曾於市の人工林の齢級別面積及び材積量（平成29年時点）

ミゾコ運動 とは？

人工林施業の伝統的な林業先進地に見られるような、木材の生産から流通・加工・販売まで一貫した体制、いわゆる、川上から川下にいたる木材の流れをつくるべく、

まず、小さいミゾ（小さな流れ＝溝）を塊とし、「ミゾコ」から小川、大川へと流していくために、「ミゾコ」の掘り起こし＝集落除間伐からはじめよう！！

と展開された除間伐の推進に係る昭和53年から開始された鹿児島県の県民運動

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

2-3 曾於市における森林経営管理の現状

(人工林の森林経営状況)

曾於市の人工林の経営規模についてみると、経営規模 1～3ha未満の小規模な山林を所有する山林所有者が79.4%を占めています。この傾向は大隅地域全体でもみられます。また、曾於市の森林経営計画の認定状況についてみると、大隅地域全体と比較すると、策定済みの林地の割合は高いものの、46.5%に留まっているのが実状です。

効率的な林業経営を実現するためには、隣接する小規模林地、立地環境、施業内容（樹種、林齢など）の類似した林地を集積し、小流域単位など、ある程度まとまった単位で森林経営計画を策定するなど、各種施業の効率的な取り組み・推進が望まれます。

表3 人工林 経営規模別の内訳

単位：戸

区分	総数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上
大隅地域 9市町合計	6,229	5,002 80.3%	754 12.1%	345 5.5%	125 2.0%	3 0.0%
曾於市	2,203	1,750 79.4%	280 12.7%	126 5.7%	45 2.0%	2 0.1%

大隅地域9市町

(曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町)

出典：『大隅地域森林計画書(大隅森林計画区)』(鹿児島県，平成30年)

表4 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分	面積	備考
大隅地域 9市町合計	24,827 29.6%	私有林全面積 83,930
曾於市	9,374 48.4%	私有林全面積 19,354

大隅地域9市町村

(曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・南大隅町・肝付町)

出展：『大隅地域森林計画書』鹿児島県、令和5年)